

京都市木の文化・森林政策推進本部の これまでの取組及び 令和4年度の取組方針

令和4年4月27日



1 京都市木の文化・森林政策推進本部のこれまでの取組について

・令和3年6月「京都市木の文化・森林政策推進本部」設置

(設置目的)

全庁を挙げて、木の文化の継承・発展及び森林の有する多面的機能を最大限発揮させることにより、グリーン成長を促進



・取組の指針として「四方よし！京都市木の文化・森林活性化SDGs (Start-Dash Guidelines)」策定

(基本的な考え方)

- ・スピード重視
- ・柔軟に進化
- ・発信を重視
- ・主体者、財源ともに、民主導を優先（人、金、事を「つなぐ」）
- ・エリア（地域性）に応じた取組



・「推進本部」の下、**幹事会及び14の課題解決ユニットを立ち上げ**、「四方よし！京都市木の文化・森林活性化SDGs」に基づく**取組の推進体制を確立**

スピード重視

- ・ 林業・森林を取り巻く課題ごとに、実務者レベルの14の「課題解決ユニット」を立ち上げ
- ・ スピード感をもって可能な取組から随時着手し、具体的成果を発現
(活動の一例)

グリーンツーリズムによる観光の分散化ユニットの活動により、京北地域の農山村資源を生かした観光プランを実現

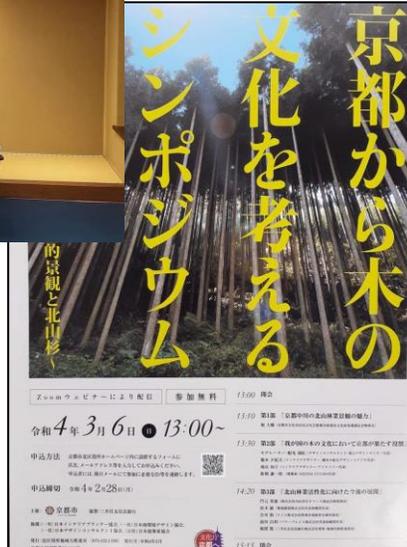


京都ならではの森林サービス産業の創出ユニットの活動により、「木と暮らすデザインKYOTO」(木づかい運動プラットフォーム)が林野庁長官賞受賞



木と暮らすデザイン
KYOTO

北山林業活性化ユニットの活動により、「京都から木の文化を考えるシンポジウム」を開催



上記のほか、各ユニットでの議論、関係団体との協議を通じて、令和4年度新規事業を立案

柔軟に進化

- ・定期的に幹事会を開催し、ユニット間の連携や、ユニットの取組の進捗状況・課題を確認したうえで、その時々状況に応じて今後の方向性を決定



第2回幹事会（令和3年9月）



第4回幹事会（令和4年2月）

- ・新たに生じた課題に応じて、ユニットを新設する等、柔軟に進化



小規模な林地開発事案に適切に対応し、現地調査や違反指導に係る関係部局間での連携強化を図るため、令和4年1月に、「森林伐採・開発行為に係る事務連携ユニット」を新たに立ち上げ

発信を重視

・市民しんぶんや本市ホームページ、SNS等の様々な媒体を活用し、取組状況をリアルタイムに情報発信

10月の「木材利用促進月間」の取組にあわせて、市民しんぶん令和3年10月号で「木の文化・森林政策推進本部」の取組紹介

課題解決ユニットの活動状況

木の文化・森林政策推進本部 課題解決ユニットの活動状況（令和4年1月末現在）		
ユニット名	検討項目	活動状況
(1) 木質バイオマス活用促進	・木質バイオマス・熱利用事業、地域内エコシステム構築への支援	・ユニット会議の開催（随時） ・先行事例のヒアリング ・京都市内において小規模な木質バイオマス・熱利用事業を検討する事業者との事業計画に関する協議、活用可能な助成制度や都市計画上の助言等の実施（随時実施）
(2) 市内産木材の活用促進	・公共建築物及び民間建築物等での木造・木質化の推進 ・木づかい運動の推進	・ユニット会議の開催（随時） ・公共建築物における市内産木材の率先活用、新たな仕組みづくりに関する協議（随時実施） ・木材利用促進に関する広報活動、各種助成制度の周知 ・先行事例地視察
(3) 林業の成長産業化	・ウッドショックを契機とした木材サプライチェーンの改革	・ユニット会議の開催（随時） ・民間建築物での木造、木質化の推進及び木材サプライチェーン構築に向けた素材生産者、製材事業者、建築事業者等へのヒアリング（随時実施） ※今後、(2) 市内産木材の活用促進ユニットと統合して活動
(4) 北山林業の活性化	・北山杉の販路開拓	・ユニット会議の開催（随時） ・民間事業者と連携した北山杉の販路拡大に向けた「産地と民間事業者によるプロジェクト」の創成 ・「京都から木の文化を考えるシンポジウム」開催に向けた関係事業者等との協議（随時）、1月31日広報発表
(5) チマキザサ再生	・採取、加工、販売を行う担い手の育成	・チマキザサの栽培、文化継承、販路開拓等の推進に活用する国補助金の交付決定

「木の文化・森林政策推進本部」の本市ホームページにおいて、推進本部の取組概要・経過のほか、各ユニットの活動状況を一覧表にして掲載



フェイスブック「木になる通信」において、森林に関する身近な話題など、市民に関心を持ってもらうための情報発信を高頻度を実施（令和4年3月末時点48本掲載）

主体者，財源ともに，民主導を優先（人，金，事を「つなぐ」）

- ・課題解決ユニットでは，本市職員のみならず，関係機関や地元団体，企業，大学等，多様な関係者を巻き込んだ活動を推進（例：京北商工会を主体としたグリーンツーリズム推進や，市民団体・民間企業との協働による放置竹林の解消，木質バイオマス発電・熱利用の実現に向けた民間ベースの事業化支援等）
- ・令和4年度新規事業においては，森林環境譲与税，京都府豊かな森を育てる府民税を財源に充当するほか，ガバメントクラウドファンディングの仕組みを活用した森林サービス産業の創出支援を実施（詳細は後述）

エリアに応じた取組

- ・林業が基幹産業である北部山間地域における林業活性化や6次産業化の推進，災害の未然防止等，地域ごとの特性，課題に応じた取組を推進。



高性能林業機械の導入支援による林業の生産性向上



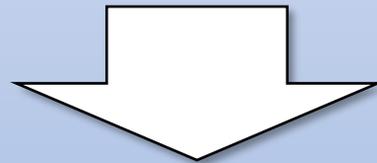
市民参加の森づくり



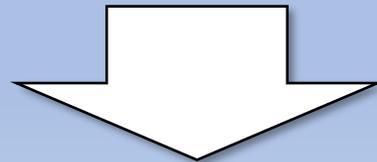
放置竹林の整備

2 令和4年度の取組方針について

- ★「都市の成長戦略」に掲げるリーディング・チャレンジ『「木の文化都市・京都」として人や投資を呼び込むプロジェクト』の推進及び令和4年度新規事業をはじめとする関連施策の推進
- ★課題解決ユニットの活動を中心とした全庁横断的な取組の推進，民間事業者の参画
- ★全庁横断的な取組による市内産木材の率先利用



取組状況や具体的成果の積極的な情報発信，「木づかい」への機運醸成



「木の文化都市」「SDGs未来都市」・京都としての都市格向上

「木の文化都市・京都」として人や投資を呼び込むプロジェクト

- **本市の強み（森林資源が豊富な大都市，産学公連携による技術の蓄積等）を生かし，とことん木に力点をおいたまちづくりを推進し，「木の文化都市」・「SDGs未来都市・京都」として都市格の向上を図ることで，林業及び関連産業の成長産業化を促進し，人口・税収増やカーボンニュートラル，SDGsの達成に貢献（KPI：令和15年度に市内産木材産出額7.6億円）**

目標達成のための取組方針

- ・ 木材利用に関わる幅広い業界の連携体制を構築し，ウッドショックなどの経済変化に対応できる木材サプライチェーンを構築
- ・ 建築物等における全市的な木造・木質化の誘導，森林利活用の応援団づくり等を推進

具体策

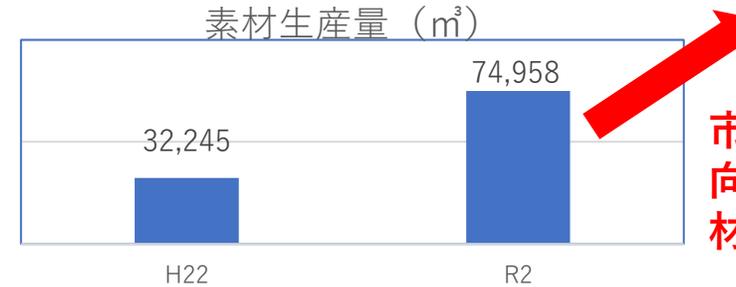
- (1) **多様な木材サプライチェーンの構築**
 - ・ 戸建て住宅や中高層建築物など，建築のニーズに合った木材を供給するサプライチェーンの構築
 - ・ 木材の高付加価値化・高品質化に資する加工流通施設の整備支援等
 - ・ 長期的に森林経営管理を担う人材の育成
- (2) **京都市版ウッドチェンジの推進（全市的な木造・木質化の誘導）**
 - ・ 公共建築物の木造・木質化の推進
 - ・ 木づかい総合窓口の設置，ウッドチェンジ協議会（仮称）の設立
 - ・ 戸建てやマンション，オフィスビル，子育て施設，福祉施設，木塀など，建築物等の用途に応じた木造・木質化の支援（市内産木材の利用助成等）
 - ・ 建築基準法上の制度運用の工夫や都市計画手法による木造・木質化の後押し
 - ・ 森林を利活用するスタートアップを支援する応援団ファンドの創設

主な令和4年度関連予算案

- ・ 木の文化推進事業 36,901千円
 - 市内産木材を使った京のまちなみ推進事業
 - ウッドチェンジ推進事業
 - 森林の応援団づくり事業
- ・ 森林経営管理人材育成事業 9,400千円

など

令和4年度の主な事業 ①林業成長産業化・木材利用促進



市内産木材の需要拡大，生産性向上等の取組により，更なる素材生産量の拡大へ

◎…新規・充実事業 ●…継続事業 < 予算額 (単位：千円) >

◎木の文化推進事業 (ウッドチェンジ推進事業) < 7,600 (一財0) >

木材の需要拡大を図るため，市内産木材の活用や木造建築物を市内に誘導するための仕組みづくりに取り組む。

- ・京都市版ウッド・チェンジ推進会議の創設 (サプライチェーン構築，木材利用促進方針の改定等)
- ・木造・木質化相談窓口の設置
- ・建築物等における木造・木質化の優良事例の収集・発信

●木の文化推進事業 (市内産木材を使ったまちなみ推進事業) < 16,824 (一財0) >

市内産木材の利用拡大に向けて，市内産木材を建築資材等として活用する民間建築物への助成等により，活用を支援する。

- ・「みやこ杉木」を利用した民間建築物の木造・木質化の支援
- ・「みやこ杉木」供給体制の強化等
- ・建築物等における木造・木質化の優良事例の収集・発信

●京都市森林経営管理推進事業 < 99,200 (一財0) >

森林経営管理法に基づき，森林所有者への意向調査や経営管理権集積計画の作成等，森林の適正な管理を推進する。

また，同法に基づく集約型林業の担い手として国等の基準を満たす林業事業体に対し，高性能林業機械等のスマート林業導入に係る支援を行う。

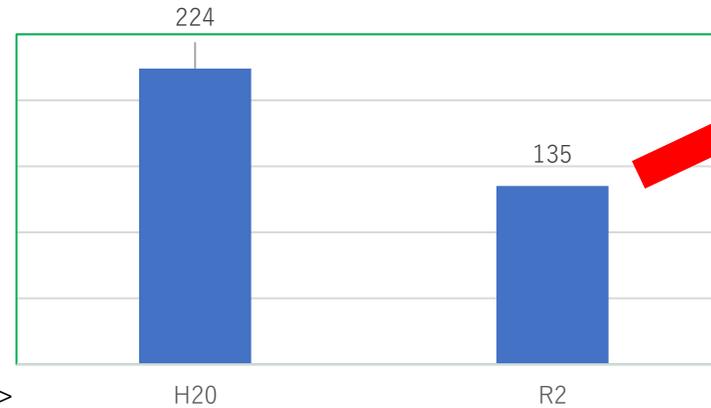
●大規模集約型林業モデル事業 < 20,000 (一財8,400) >

収益性の高い林業の確立に向けて，市内2カ所のモデル地区において，森林所有者調査，森林境界の明確化，長期収支シミュレーションに基づく事業計画の作成等による大規模集約型林業を試験的に実施し，その成果を集約型林業手法としてとりまとめる。

上記取組に加え，全庁横断的な取組による市内産木材の率先利用及び市内産木材を最大限活用した小中一貫校の整備事業等を推進 (詳細後述)

令和4年度の主な事業 ②林業の担い手育成

林業従事者数（人）



長期的な視点に立った担い手の育成支援により、森林の適正な管理に必要なマンパワーの確保へ

◎…新規・充実事業 ●…継続事業 < 予算額（単位：千円） >

◎森林経営管理人材育成事業 < 9,400（一財0） >

森林組合等と連携して、森林の経営管理に意欲ある人材を雇用し、森林経営計画の作成・実践などの業務への従事を通じて、森林・林業に関する専門知識の習得や、森林所有者との信頼関係を構築することで、所有者に対して森林の経営管理方法を助言、指導できる人材（フォレスター）を育成する。

●林業担い手対策事業 < 5,535（一財4,639） >

林業従事者の定着と労働条件の改善を図るため、長期就業者向け退職金共済制度への支援を行う。

上記取組に加え、京都府林業大学校や京都府立北桑田高校等へのヒアリングを通じて、学生の市内林業事業体への就職を促進する仕組みづくりを検討

令和4年度の主な事業 ③人と森林の関係づくり

◎…新規・充実事業 ●…継続事業 < 予算額（単位：千円） >

◎木の文化推進事業（森林の応援団づくり事業） < 6,000（一財0） >

ガバメントクラウドファンディングにより調達した資金を活用し、アウトドアや森林ヨガ等の森林利活用ビジネスのスタートアップ支援を行う。

●木の文化推進事業（「木と暮らすデザインKYOTO」） < 6,000（一財0） >

木づかい運動のプラットフォーム「木と暮らすデザインKYOTO」を活用し、森林利活用ビジネスに取り組む民間事業者の掘り起こしやビジネスマッチング支援に取り組む。

（グリーンツーリズムの推進に関する取組）

◎北部山間地域の持続的なまちづくり支援事業 < 2,000（一財0） >

◎多様なエリアにおける魅力発信事業（一部） < 21,000（一財0） >

北部山間地域の観光コーディネートを担当する北部山間かがやき隊の配置や、「とっておきの京都プロジェクト」との連携等により、林業振興にも資するグリーンツーリズムを推進する。

（環境教育・学習の推進に関する取組）

◎環境保全ワークブックの作成 < 538（一財538） >

●小学生向け環境学習「エコチャレンジ学習」の実施 < 13,803（一財0） >

●環境副読本の作成 < 環境保全活動センター指定管理料の一部 >

保育園・幼稚園等で効果的な環境教育・学習が展開されるよう、森林等の自然への感性を育むことができる内容を盛り込んだワークブックを作成、配布する。

また、全市立小学校で冊子「エコライフチャレンジ」を活用し、森林の役割等についての環境学習を実施するとともに、教科横断的に環境問題を学べる教材として環境副読本を作成、配布する。

（指定管理施設等の今後のあり方検討）

●京北森林公園運営管理事業 < 2,431（一財2,429） >

●山村都市交流の森運営管理 < 20,500（一財20,200） >

●森林文化交流センター < 4,808（一財4,211） >

森林、林業の体験や、山村と都市の交流拠点である「京北森林公園」及び「山村都市交流の森」について、民間活力を生かした今後の施設等のあり方を検討する。

全庁横断的な取組による市内産木材の率先利用

法律上の位置付け

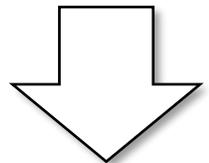
「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の一部改正により、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（通称：木材利用促進法）が施行（令和3年10月1日）

（主な改正内容）

- ・法の目的として「脱炭素社会の実現に資する」旨を明示し、題名を改正
- ・国の推進体制として、「木材利用促進本部」を設置し、基本方針を策定
- ・基本方針の対象を公共建築物に加え、民間の建築物も含めた建築物一般に拡大。地方公共団体も、基本方針に即して、「都道府県方針」、**「市町村方針」を策定することが可能**
- ・「木材利用促進の日」（10月8日）、「木材利用促進月間」（10月）を法定化

基本方針（抜粋）

地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、国の施策に準じて建築物における木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するため、財政担当部局、事業担当部局、営繕担当部局、林業・木材産業担当部局、環境担当部局、住宅・建築担当部局等の**関係部局横断的な木材利用促進連絡会議を設置**するよう努めるものとする。



京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例の制定
(令和4年3月18日)

本市の取組

- ・ **関係部局横断的な木材利用促進会議の設置**
⇒ 「京都市木の文化・森林政策推進本部」を位置付け
- ・ **「京都市木材利用基本方針」の改定**
⇒ 「ウッド・チェンジ推進会議」での議論を経て改定

木材の率先利用

・ 公共建築物での木造化、内装の木質化の推進



開晴小中学校図書室



上下水道局太秦庁舎

・ 木材を使用した什器類、消耗品類の率先調達

